

(1) 地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会

精神保健医療福祉上のニーズを有する方が地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制を実現するため、「市町村等における相談支援体制」、「第8次医療計画の策定に向けた基本的な考え方」、「精神科病院に入院する患者への訪問相談」、「医療保護入院」、「患者の意思に基づいた退院後支援」、「不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする取組」、「精神病床における人員配置の充実」、「虐待の防止に係る取組」について検討し、今後の取組について取りまとめた。

R4.6.9 検討会報告書の公表

R4.6.13 「社会保障審議会 障害者部会 報告書」の公表

（「Ⅲ各論点について 4.精神障がい者等に対する支援について」は上記報告書の内容を記載）

⇒R4.11.11～ 国会で精神保健福祉法の改正案について審議

（11月21日 衆議院本会議で可決、12月5日 参議院本会議で審議入り）

(2) 第8次医療計画等に関する検討会

①R4.7.20（第10回）5疾病の検討状況報告（上記（1）の検討会の報告）

②R4.11.24（第19回）意見の取りまとめ

<第19回資料3「意見の取りまとめ（たたき台）」より抜粋>

○精神病床における基準病床数の算定式について

- ・近年、精神病床における入院患者は減少傾向にあることを勘案。
- ・政策効果（例：精神科医療の進展、地域における基盤整備の進展）、政策効果外（例：患者の年齢構成の変化、疾病構造の変化）の両方の影響を勘案できるようにする見直しを行う。

○精神疾患に関する医療提供体制について

- ・行政と医療、障がい福祉サービス、介護サービス等の顔の見える連携を推進し、地域における多職種・他機関が有機的に連携する体制を構築する。
- ・「普及啓発、相談支援」「地域における支援、危機介入」「診療機能」「拠点機能」の段階ごとに、ストラクチャー、プロセス、アウトカムの各指標例を、第7次医療計画における指標例を含めて定める。

➤ 令和5年3月 医療計画基本指針提示予定